

地域指定年度	昭和 45 年度（旧黒磯市）
	昭和 47 年度 （旧西那須野町・塩原町）
計画策定年度	平成 25 年度
計画見直し 年度	平成 30 年度
	令和 6 年度

那須塩原農業振興地域整備計画書
（案）

令和 6 年 月

栃木県那須塩原市

目 次

第1	農用地利用計画	1
1	土地利用区分の方向	1
	（1）土地利用の方向	1
	ア 土地利用の構想	1
	イ 農用地区域の設定方針	3
	（2）農業上の土地利用の方向	4
	ア 農用地等の利用の方針	4
	イ 用途区分の構想	5
	ウ 特別な用途区分の構想	6
2	農用地利用計画	6
第2	農業生産基盤の整備開発計画	7
1	農業生産基盤の整備及び開発の方向	7
2	農業生産基盤整備開発計画	8
3	森林の整備その他林業の振興との関連	8
4	他事業との関連	8
第3	農用地等の保全計画	9
1	農用地等の保全の方向	9
2	農用地等保全整備計画	9
3	農用地等の保全のための活動	9
4	森林の整備その他林業の振興との関連	9
第4	農業経営の規模の拡大及び農用地等の農業上の効率的かつ総合的な利用の促進計画	10
1	農業経営の規模の拡大及び農用地等の効率的かつ総合的な利用に関する誘導方向	10
	（1）効率的かつ安定的な農業経営の目標	10
	（2）農用地等の農業上の効率的かつ総合的な利用に関する誘導方向	14
2	農業経営の規模の拡大及び農用地等の効率的かつ総合的な利用の促進を図るための方策	14
	（1）地域営農集団の育成対策	14
	（2）農用地の集団化対策	14
	（3）農業者の労働力確保対策	14
	（4）農地の集積・集約化	14
	（5）6次産業化の推進対策	14
	（6）農作業受委託の促進対策	14
	（7）農業生産組織の活動促進対策	15
	（8）地力の維持増進対策	15
	（9）鳥獣被害への対策	15
3	森林の整備その他林業の振興との関連	15
第5	農業近代化施設の整備計画	16
1	農業近代化施設の整備の方向	16
2	農業近代化施設整備計画	19
3	森林の整備その他林業の振興との関連	19
第6	農業を担うべき者の育成・確保施設の整備計画	20
1	農業を担うべき者の育成・確保施設の整備の方向	20
2	農業就業者育成・確保施設整備計画	20
3	農業を担うべき者のための支援活動	20
	（1）農業の技術・知識の習得への支援	20
	（2）就農準備等に必要な資金手当の支援	20
	（3）農地の円滑な取得等に対する支援	20
	（4）就農や経営向上のため必要な各種の情報提供体制への支援	21
	（5）将来の担い手の確保等の観点からの農業教育の推進	21
4	森林の整備その他林業の振興との関連	21
第7	農業従事者の安定的な就業の促進計画	22
1	農業従事者の安定的な就業の促進の目標	22

2	農業従事者の安定的な就業の促進を図るための方策	22
3	農業従事者就業促進施設	22
4	森林の整備その他林業の振興との関連	22
第8	生活環境施設の整備計画	23
1	生活環境施設の整備の目標	23
2	生活環境施設整備計画	23
3	森林の整備その他林業の振興との関連	23
4	その他の施設の整備に係る事業との関連	23
第9	附図	24
別記	農用地利用計画	24

第 1 農用地利用計画

1 土地利用区分の方向

(1) 土地利用の方向

ア 土地利用の構想

(ア) 地域の位置と地勢

本市は、栃木県の北部に位置し、東京都から 150 km 圏、宇都宮市からは約 50 km の距離にあり、広大な那須野が原の北西一帯を占めている。

市の面積は 592.74 km² で、西部に高原山、北部に大佐飛山や那須連山の最高峰三本槍岳などの山岳部がある。面積の約半分を占める山岳部は、日光国立公園を形成し、塩原温泉郷と板室温泉、三斗小屋温泉の温泉地を有し、初夏の新緑、秋季の紅葉など四季折々の多彩な表情を持っている。

市域の南東部は、那珂川や箒川などにより形成された、緩やかな傾斜の平地が広がる複合扇状地であり、本州有数の酪農地帯や田園地帯が広がっている。

標高は、最低部で約 210m、最高部に位置する三本槍岳山頂で 1,917m であり、約 1,700m の標高差がある。

また、市域を南西から北東にかけて JR 東北新幹線、JR 宇都宮線、東北縦貫自動車道及び国道 4 号の幹線道が縦貫しており、JR 西那須野駅、JR 那須塩原駅、JR 黒磯駅を中心に市街地が広がっている。

(イ) 気候

本市は、標高の最低部でも約 210m に位置し、降水は夏季に多く、平成 29 年から令和 4 年における年間降水量は 1,200～1,800 mm で推移している。また、冬季には山地を中心に積雪があり、4 月下旬でも一部の地域には残雪が見られる。

一方、令和 4 年の最高気温は 7 月に 35.3℃、最低気温は 1 月に -9.9℃ が記録され、平均気温は 12.6℃ で、夏季と冬季の寒暖差は 40℃ 以上ある。

(ウ) 人口及び産業構造

令和 2 年の国勢調査による本市の総人口は 115,210 人であり、平成 22 年の 117,812 人に対し 2,602 人減少した。

なお、この 10 年間における人口増減率は -2.2% となっている。第 2 次那須塩原市総合計画後期基本計画（令和 4 年 12 月策定）による目標人口は令和 12 年に 108,418 人としており、今後も緩やかに減少が続く予測となっている。

令和 2 年の就業人口は、62,779 人（居住地ベース）でやや増加した。産業分類別では、第 2・3 次産業の就業者数は、横ばい又はやや増加傾向を示している一方、第 1 次産業の就業者数は、減少傾向を示している。

令和 2 年の農家数は 1,959 戸、農家人口は 7,456 人である。また、農業経営体数は 1,996 経営体で、このうち 44 経営体が組織経営体となっている。なお、令和 4 年の耕地面積は 9,530ha である。

(エ) 土地利用の方向性

土地利用は、本市の総面積 592.74 km² の約 6 割が林野で、その大部分は北部山岳地帯に広がる国有林が占めている。他方、南部は JR 黒磯駅、JR 那須塩原駅、JR 西那須野駅を中心に市街化が進んでいる。また、本市の約 2 割が農用地で、市街地周辺に米、酪農を基幹とする農用地が広がっている。

今後、人口減少と少子高齢化、高度情報化社会の進展やグローバル化が進展する中で、本市が活力ある住みよいまちとして発展し、市民の豊かな暮らしを確保するには、産業の振興が重要である。

特に、農業についてはその近代化に努め、農地の集積・集約化を積極的に進めながら経営体の育成を行い、米と酪農を中心として、施設、露地栽培による野菜等の振興を図り地産地消の推進及び首都圏食料供給基地としての地位を確たるものとする。

そのため、土地利用として、都市計画用途地域の指定地域は市街化が特に進んでいるため、今

後も都市的土地利用を更に進めていくこととし、農業振興地域内の農用地については、将来にわたって守るべき農用地として荒廃農地の解消等を積極的に進め、平地林等の貴重な資源を地域の特性に配慮しつつ、農業を中心とする地域産業の振興など地域の均衡ある発展を基本理念に、地域住民の理解と協力を得ながら長期展望に立った総合的かつ計画的利用に努める。

農業振興地域内の用途区分は次表のようになる。
 <農業振興地域内用途別土地利用の構想>

(単位：ha、%)

区分	農用地		農業用施設用地		森林・原野		その他		計	
年次	実数	比率	実数	比率	実数	比率	実数	比率	実数	比率
現在 (R4年)	9,498.8	41.5	120.1	0.5	7,896.9 (4.0)	34.5 0	5,369.2	23.5	22,885.0	100.0
目標 (R14年)	9,362.8	40.9	144.3	0.6	7,884.6 (4.0)	34.5 0	5,493.3	24.0	22,885.0	100.0
増減	▲ 136.0		24.2		▲ 12.3		124.1		0.0	

1 現在値について

(1) 現在値は、「令和4年 確保すべき農用地等の目標の達成状況」(R4. 12. 31現在)

2 目標値について

- (1) 農用地は、平成28～令和4年の7年間の変化量から、年間13.60haの減少を見込み、10年後を試算した。
- (2) 農業用施設用地も、平成28～令和4年の7年間の変化量から、年間2.42haの増加を見込み、10年後を試算した。
- (3) 森林・原野は、平成28～令和4年の7年間の変化量から、年間1.23haの減少を見込み、10年後を試算した。混牧林地は、増減なしとしている。

イ 農用地区域の設定方針

(ア) 現況農用地についての農用地区域の設定方針

本地域内にある現況農用地 9,498.8ha のうち、今後 10 年間の地域特性を生かした農業の振興や各種土地利用計画等との整合性を勘案し、a～c に該当する農用地約 8,340.3ha について、農用地区域を設定する方針である。

- a 10ha 以上の集団的に存在する農用地
- b 土地改良事業又はこれに準ずる事業（防災事業は除く）施行に係る区域内にある土地
 - ・農業用排水施設の新設又は変更（いわゆる不可避受益地を除く。）
 - ・区画整理
 - ・農用地の造成等
- c a 及び b 以外の土地で、農業振興地域における地域の特性に即した農業の振興を図るため、その土地の農業上の利用を確保することが必要である土地
 - ・国が補助を行わない土地改良事業等の施行に係る区域内にある土地
 - ・農業生産基盤整備事業の実施が予定されている土地
 - ・周辺の優良農地の保全や農業水利上の悪影響を防止するために確保する必要がある土地
 - ・基盤法に基づく認定農業者、特定農業法人及び特定農業団体に集積することによって、経営規模の拡大と農業経営の合理化を図ることが適当な土地

ただし、上記 c の土地であっても、次に掲げるものは農用地区域には含めない。

(a) 集落区域内に介在する農用地

(b) 自然的な条件から見て、農業の近代化を図ることが相当でないと認められる農用地

- ・近代化を図ることが不適な土地

山間地域等の農用地で、自然的条件（標高・日照・傾斜等）や農業生産条件が不利な土地であって、基盤整備の導入及び農業の近代化等による条件改善を図ることが困難であると認められる土地

- ・非農地と判定された土地

農業の近代化を図るための一体的な土地利用に支障がなく、周辺の農業生産等に悪影響を及ぼす恐れがない土地で、山林化によって非農地と判定された土地

(イ) 土地改良施設の用に供される土地についての農用地区域の設定方針

本地域内にある土地改良施設のうち、(ア)において農用地区域を設定する方針とした現況農用地に介在又は、隣接するものであって当該農用地と一体的に保全する必要があるものについて、農用地区域を設定する。

(ウ) 農業用施設用地についての農用地区域の設定方針

本地域内にある現況農業用施設用地のうち 2ha を超える規模のもの又は (ア) において農用地区域を設定する方針とした農用地に介在し、または隣接するものであって当該農用地と一体的に保全する必要があるものについて、農用地区域を設定する方針である。

該当する農業用施設用地 約 119.8ha

(エ) 現況森林、原野等についての農用地区域の設定方針

該当なし

(2) 農業上の土地利用の方向

ア 農用地等の利用の方針

本市は首都圏に位置し、また、東北新幹線をはじめとして交通に恵まれた立地条件下にあるため、中心市街地周辺部への非農業的土地利用の傾向が強まることが見込まれる。このような都市化の進展に伴う土地需要との調整を踏まえながら、鍋掛地区、高林地区、箒根地区等で実施された土地改良事業等により整備された集団的優良農用地の保全に努める。

現在は、各地区毎に特色のある土地利用がなされており、今後、農業生産基盤を総合的に整備し、農業経営の改善を推進し、農用地の集積・集約化促進による大規模農業経営体の育成や施設を活用した集約型農業の振興を図る。特に、水稻や麦等の生産性向上のため、営農集団を組織化し、機械や施設等の効率的共同利用を進めるとともに規模拡大によるコスト低減を図る。

また、酪農においては生乳産出額が全国でも上位に位置することから、需要に応じた生乳生産の振興及び生産技術の改良普及による品質の向上並びに自給飼料の増産を進め、安定的な生産確保による足腰の強い農業の確立を目指す。

農用地区域の地区別・用途別設定面積

単位：ha

地区名	農 地			採草放牧地			農業用施設用地			計		
	現況	将来	増減	現況	将来	増減	現況	将来	増減	現況	将来	増減
A-1 黒磯・黒磯地区	619.8	614.6	▲5.2	0.0	0.0	0.0	7.0	8.4	1.4	626.8	623.0	▲3.8
A-2 黒磯・鍋掛地区	1,066.4	1,057.4	▲9.0	0.0	0.0	0.0	12.0	14.4	2.4	1,078.4	1,071.8	▲6.6
A-3 黒磯・東那須野地区	1,043.7	1,034.9	▲8.8	0.0	0.0	0.0	3.6	4.3	0.7	1,047.3	1,039.2	▲8.1
A-4 黒磯・高林地区	2,084.6	2,067.0	▲17.6	0.0	0.0	0.0	60.4	72.6	12.2	2,145.0	2,139.6	▲5.4
B-1 西那須野・西那須野地区	1,143.5	1,133.9	▲9.6	0.0	0.0	0.0	6.9	8.3	1.4	1,150.4	1,142.2	▲8.2
B-2 西那須野・狩野地区	741.9	735.6	▲6.3	0.0	0.0	0.0	3.8	4.6	0.8	745.7	740.2	▲5.5
C-1 塩原・塩原地区	197.8	196.1	▲1.7	66.4	66.4	0.0	0.5	0.6	0.1	264.7	263.1	▲1.6
C-2 塩原・箒根地区	1,443.2	1,431.0	▲12.2	21.0	21.0	0.0	25.6	30.8	5.2	1,489.8	1,482.8	▲7.0
計	8,340.9	8,270.6	▲70.3	87.4	87.4	0.0	119.8	144.0	24.2	8,548.1	8,502.0	▲46.1

注1：現況は農用地区域地番データの積み上げによる（令和5年1月1日固定資産土地課税台帳面積）。

注2：将来の農地の面積は、平成28～令和4年の変化量が、年平均7.03haの減少であることから、10年後（令和14年）までに70.3haの減少を見込んだ。これを現況の農地面積に対する割合で振り分けた。

注3：同様に農業用施設用地面積は、平成28～令和4年の変化量が、年平均2.42haの増加であることから、10年後（令和14年）までに24.2haの増加を見込んだ。これを現況の農業用施設用地面積に対する割合で振り分けた。

注4：混牧林地は概要がないため記載していない。

注5：森林・原野等は農用地区域としないため、記載しない。

注6：面積は小数点第2位を四捨五入しているため、合計が一致しない場合がある。

イ 用途区分の構想

本市の農用地利用については、自然的条件及び社会的条件が異なる黒磯地域の黒磯地区、鍋掛地区、東那須野地区及び高林地区、西那須野地域の西那須野地区及び狩野地区、塩原地域の塩原地区及び箒根地区の８の地区に区分し、各地域の農業生産の特徴を生かせるよう、農地利用を推進する。

(ア) 黒磯地域

A-1 黒磯地区

農用地区域に設定する農用地は、その約３割が畑として、約７割が田として利用されており、国営那須野原総合農地開発事業にて下段幹線（那須疏水本幹）が整備され、その支線用排水路等の施設が整備されてきた。

当該地区は、都市計画用途地域と接していることから開発に伴う農地の集团的機能を損なうことがないよう、農用地の保全を図る必要がある。その上で生産機能を維持することを目的とした基盤整備として、農道、かんがい排水等の施設整備を進める。今後は、水稻、麦、大豆、野菜等を取り入れた複合経営体の確立を推進していく。

A-2 鍋掛地区

農用地区域に設定する農用地は、その約１割が畑として、約９割が田として利用されている。本市を代表する水稻地帯であり、一戸当たりの経営規模面積も大きい。また、農業構造基盤整備事業等により鍋掛及び石田坂地区においては、換地を実施しており、杉渡土、越堀及び赤沼地区においては、排水対策事業を実施してきた。

今後は、担い手農家への農地集積を更に促進しながら、水稻、麦、大豆、野菜等を取り入れた複合経営体制を確立し、農用地の保全を図っていくために、基盤整備として農道、かんがい排水等の施設整備を進める。

A-3 東那須野地区

農用地区域に設定する農用地は、その約１割が畑として、約９割が田として利用されており、国営那須野原総合農地開発事業で東那須野用水路が整備され受益を得ている。

都市計画用途地域と近接している地区については、市街地の拡大等の開発に伴い農地の集团的機能を損なうことがないよう、水田としての利用を基本として、大豆、麦等のほか、野菜栽培の導入を図り複合経営体の確立や、高性能機械導入等による生産体制の確立を推進し、農用地の保全を図っていくために、基盤整備として農道、かんがい排水等の施設整備を進める。

A-4 高林地区

農用地区域に設定する農用地は、その約７割が畑として、約３割が田として利用されており、そのほとんどが地域中南部の米、麦、飼料作物等を組み合わせた土地利用型農業地帯に集中しており、国営那須野原総合農地開発事業にて上段幹線（高林幹線）、支線用排水施設が整備されてきた。

今後は効率的な生産を進めるための基盤整備として、農道、かんがい排水等の施設整備を進める。また、当該地区は全国でも有数の酪農地帯であることから、耕種農家と畜産農家の連携をこれまで以上に図っていく。さらに、地域ブランドとしてのそばの生産にも力を入れるなど、観光産業との連携による農業振興の展開を図る。

(イ) 西那須野地域

B-1 西那須野地区

農用地区域に設定する農用地は、その約１割が畑として、約９割が田として利用されており、那須開墾社によって開拓され、おおむね整形をなした用地形態を有し、数本の疏水が北から南に流れ、基盤の条件も良好である。現在、水稻、麦、大豆、野菜等を取り入れた複合経営体が確立されている。

しかし、都市計画用途地域と接していることや新たな幹線道路の供用により小規模開発が進行していることから、農地の集团的機能を損なうことがないよう、農用地の保全を図ると

ともに、今後は農業用施設と併せ農業近代化施設の整備を促進し、生産性の向上を図る。

B-2 狩野地区

農用地区域に設定する農用地は、その約 1.5 割が畑として、約 8.5 割が田として利用されており、井口及び槻沢集落においては、大規模土地改良事業によるほ場整備が行われているが、他の集落においては、旧来の農地形態、集落形態である。現在、水稻、麦、大豆、野菜等を取り入れた複合経営体が確立されている。今後は基盤整備の推進を図り農地の集団化を進め、土地利用の効率化を促進する。

(ウ) 塩原地域

C-1 塩原地区

塩原、中塩原、上塩原、湯本塩原から形成される塩原地区の農用地区域に設定する農用地は、山間台地の畑地を中心に、今後とも高冷地野菜の優良生産地としての地位を継続するため、傾斜地の浸食流水対策、連作障害対策、侵食防止、給排水施設及び近代化施設の整備を行い畑として利用し、また、畑に付随して点在する水田については、今後とも水田として利用を図る。

C-2 箒根地区

当該地区は、関谷など塩原地域の中でも比較的平坦な地形であり、日の出集落においては、区画整理が行われており、機械施設の近代化による酪農の振興が進んでいる。今後は飼料作物の安定的で適正な栽培をするため、かんがい排水施設の整備を進め、畑地としての利用を図る。

上の内集落においては、用水の確保及び区画整理により水田としての利用を図る。畑地については、飼料作物栽培による酪農の振興や施設又は露地栽培による野菜等の振興を図る。

箒川沿岸地区の農用地区域に設定する農用地は、その約 1 割が畑として、約 9 割が田として利用されており、箒川沿岸の水田地帯はほ場整備が完了しており、近代的機械施設による稲作経営を推進し、水田としての利用を図る。台地にある畑、水利の悪い水田については、果樹、花木、酪農及び肉用牛の振興を進め、畑地としての利用を図る。

上大貫集落内の那須野が原パイロットエリアは基盤整備も完了しており、田畑輪換田利用を図る。下田野集落は那須野原総合農地開発事業によるかんがい排水施設の整備により畑地としての利用を図る。

蛇尾川沿岸地区の農用地区域に設定する農用地は、その約 4 割が畑として、約 6 割が田として利用されており、曇沼用水系に属する水田については、農道整備、区画整理等の導入に向けた検討を進め、水田としての利用増進を図る。畑については、酪農振興を図るため飼料作物の安定的な生産のための畑としての利用を図る。

ウ 特別な用途区分の構想

該当なし

2 農用地利用計画

別記のとおりとする。

農用地区域内の目標年次の耕地面積

単位：ha

令和4年現在の農用地区域内の耕地面積	8,340.9
令和14年時点で確保される農用地区域内の耕地面積	8,270.6

第2 農業生産基盤の整備開発計画

1 農業生産基盤の整備及び開発の方向

本市における農業振興の方向は、水稻、酪農の効率化、営農規模拡大を基本として、営農類型区分に基づく基幹作目の主産化、高付加価値化を進める。そのため高性能な施設、機械の導入と効率的共同利用、更なる農用地利用集積等により、それぞれの作目別に生産性の高い農業の確立を推進し、魅力ある産業とするものである。

今後の方向として、農用地の未整備地区については、ほ場整備事業を行い農地の集団化及び区画拡大を図ることにより大型機械の導入による作業の効率化を目指す。

また、整備済の農用地においても農道や用排水路などの条件の悪い農地については、小規模土地改良事業又はかんがい排水整備事業を実施し、ほ場条件を整え、農用地の集積・集約化を積極的に進める。

農道の整備については、狭小幅員の拡幅並びに改良舗装を中心に行い、大型機械が安全に進入できるようにして生産性及び利便性の向上を図る。

用排水路の整備については、安定した用水の供給並びに排水機能の向上のため、用排水施設の新設のほか土水路の装工を中心に行い、生産性の向上を図る。

また、耐用年数を迎える用排水路については、計画的に改修及び更新を行い既存施設の長寿命化を図る。

ア 黒磯地域

A-1 黒磯地区

当地区は、国営那須野原総合対策事業受益地が連担しているが、狭あい農道が多いことから農道整備を導入し農作業効率を高める。また、かんがい排水等の施設整備も進め生産性の向上を図る。

A-2 鍋掛地区

当地区の那珂川川西エリアには、ほ場整備された水田が開けているが、川東エリアには山間部に小規模の帯状水田が存在している。川東エリアを中心として、農業基盤整備を進めているが、依然として未整備排水路、狭あい道路があることから、農道整備やかんがい排水施設の整備を進め、生産性の向上を図る。

A-3 東那須野地区

当地区は、未整備の農用地が存在し、排水路も未整備であることからかんがい排水施設整備を推進している。しかし、支線が未整備であることから、支線を整備することで、生産性の向上を図る。また、狭あい道路の施設整備も進め、利便性の向上を図る。

そのような中で、佐野及び三本木地区については、ほ場整備事業を行い農地の集積・集約化を図ることにより、大型機械の導入による作業の効率化を目指す。

A-4 高林地区

当地区は、全国有数の酪農地帯であり、米、麦、飼料作物等を組み合わせた土地利用型農業地帯である本地域については、ほ場が整備された優良農地が多く、大規模経営が行われている。また、北部山岳地沿いについては、狭あい農道があることから農作業効率を高めるため、農道整備を導入し、大型機械化を進めることで利便性の向上を図る。

イ 西那須野地域

B-1 西那須野地区

当地区は、那須開墾社によって開拓され、おおむね整形をなした用地形態であり、数本の疏水が北から南に流れ、基盤の条件も比較的良好であるが、今後も引き続き農道整備の導入及び機械の大型化を促進し、生産性の向上を図る。

B-2 狩野地区

当地区内の井口及び槻沢集落においては、県営ほ場整備により区画整理が進んでいるが、他の

集落においては、未整備の農用地も存在しており、農道及びかんがい排水等施設の整備や改良を積極的に展開していくことで、生産性及び利便性の向上を図る。

ウ 塩原地域

C-1 塩原地区

当地区は山間地のため、ほ場も傾斜地が多く雨による流失、台風等による風食により土壌の地力低下、雨による農道の損壊により、営農条件が悪化している。これらの対策として、かんがい排水施設、農道及び防風帯の整備を推進し、生産性及び利便性の向上を図る。

塩原や湯本塩原では、県営農地開発事業、農業用水施設整備などによって、高冷地野菜の一大産地を形成しているが、狭小、未舗装農道も多く、農道整備を推進していくことで、作物の品質確保、作業効率化を図る。また、土壌流失対策のために施設の整備拡充を進める。

C-2 箒根地区

関谷では、上の内や日の出集落は、那須野原総合農地開発事業により区画が整理されており、維持管理等に努めながら生産基盤の効率的な活用を図る。

箒川沿岸は、国営那須野原総合農地開発事業、県営ほ場整備事業により区画整理が進んでいるが、未整備集落も存在しており、けい畔撤去による区画拡大、農道及びかんがい排水等施設の整備、改良を積極的に展開していくことで、生産性及び利便性の向上を図る。

蛇尾川沿岸の臺沼及び遅野沢集落は酪農を中心とした農業経営であり、国営那須野原総合農地開発事業により区画が整備されている。

折戸、上横林、横林及び接骨木集落のほ場は比較的区画が大きい、不整形であることから、農道の整備や区画整理を進め、大型機械が安全に進入できるよう、生産性及び利便性の向上を図る。

2 農業生産基盤整備開発計画

事業の種類	事業の概要	受益の範囲		対図番号	備考
		受益地区	受益面積(ha)		
農業用排水路整備	農業用排水路未整備地区の農業用排水路整備工事	三本木、佐野地区	49.1ha	1	
揚水機改修工事	揚水機老朽に伴う改修工事	寺子地区	16.2ha	2	

3 森林の整備その他林業の振興との関連

本市の林業は、農家林家の中で生産活動が行われており、農林一体の見地に立って農業生産活動と林業生産活動の相互補完体制を確立するため、農林業従事者の育成確保を図りながら森林保全整備を推進するとともに、農道網と林内道路網の整備を進め、農道林道の連絡を容易にする。

4 他事業との関連

他事業との調整を図りつつ、農業生産基盤の整備を進める。

第3 農用地等の保全計画

1 農用地等の保全の方向

食料の安定供給という観点から、集団的に存在する農地や農業生産基盤の整備対象地等優良な農地を有効な状態で維持、保全していくことが重要であり、そのために、荒廃農地の解消及び発生防止に努め、さらには、農業の持つ自然循環機能の維持増進による環境と調和した農業の実現を図る。

また、農業は生産活動を通じて、生態系や土壌の保全のほか、景観の形成など多面的な機能を有していることから、農地や農業用水等の生産資源を保全するため、多面的機能支払交付金及び環境保全型農業直接支払交付金により、地域ぐるみでの取組みを推進する。

2 農用地等保全整備計画

施設の種類	位置及び規模	受益の範囲		対図番号	備考
		受益地区	受益面積(ha)		
ため池整備	堤体及び老朽化施設の改修	寺子地区	36.3ha	3	
	ハザードマップ作成、機能診断	寺子地区	1.0ha	4	

3 農用地等の保全のための活動

地域計画の策定及び農地中間管理事業の活用による、認定農業者や集落営農組織等への農地の利用集積を通じ、荒廃農地の解消や発生を防止するなど、農用地等の機能低下を防ぐための活動を促進する。

併せて、中山間地域の多面的機能を確保するために実施する中山間地域等直接支払制度やボランティア活動等を支援し、生産条件が不利な農地の適切な維持管理を促進する。

さらに、環境保全型農業直接支払交付金で有機農業等を支援していくことで環境にも配慮した営農活動を推進する。

また、農村地域において多面的機能支払制度等を活用し、農業者をはじめとした地域住民や非農家など多様な主体の参画を得た、地域ぐるみでの協働活動により、農地や農業用水等を保全する取組を推進する。

4 森林の整備その他林業の振興との関連

特になし

第4 農業経営の規模の拡大及び農用地等の農業上の効率的かつ総合的な利用の促進計画

1 農業経営の規模の拡大及び農用地等の効率的かつ総合的な利用に関する誘導方向

本市の農業生産は、個別経営規模の大きさによって自己完結型の経営が行われてきた。自己完結型農業は労働力を家族に、農業機械や施設等の装備投資は戸別に、農作業は各々という形態を作ってきた。しかし、食生活の変化による供給過剰や農産物の輸入自由化等による生産調整、価格の引き下げ、また、燃油や資材の高騰により、農業経営は厳しい環境におかれている。

また、食の安全・安心に対する国民の希求への対応や就農者の高齢化、市街地周辺の都市化の影響により農業後継者確保が困難になり、その形態が崩れつつある。

そのため、農産物の低コスト生産や農業経営の改善を目指して、農地の集積・集約化を進めるとともに、農業機械の共同利用、共同利用施設の整備、担い手農家を中心とした集落営農組織の育成・法人化、土地基盤の整備や収益性の高い農産物の導入、新たな流通の確保、後継者の育成等が急がれている。

したがって、今後は経営構造政策や農産物に付加価値を付けて販売する農業の6次産業化を積極的に進めるとともに、土地利用型農業をはじめとする農業の担い手育成の目標及び農業構造改善の目標を明確にし、経営改善を図ろうとする農業者の支援を行い、経営感覚に優れた経営体を育成していく。

特に、市農業公社、市農業再生協議会による担い手や農業法人の育成及び農地集積・集約化の推進を強化していく。

(1) 効率的かつ安定的な農業経営の目標

本市の農業は、農家一戸当たりの農業所得が高水準であり、米、酪農を基幹作物としてより大規模経営を目指す土地利用型農業を推進するとともに、水田裏作としての麦、大豆を推進し、繁殖和牛と野菜の複合経営を目指す。また、酪農においては、草地の規模拡大による飼料の自給拡大を図る。特に、野菜については施設園芸も含めて産地形成を目指す。

また、農業生産基盤の整備を進め、農地の集積・集約化を促進し、農業経営体への農地の集積と併せ、農作業の受委託を促進するとともに農業機械、農業施設等の効率的共同利用により経費の節減を図る。

さらに、農業の6次産業化を推進し、農業者の所得確保を図る。

農業経営体の経営目標は、本市の農業経営基盤の強化の促進に関する基本構想に掲げる指標を目標とする。

魅力とやりがいのある農業を実現するため、農業者の創意と工夫により、地域他産業従事者と均衡する水準の労働時間と年間所得が確保できる農業経営の目標を次のとおりとする。

<一経営体当たり>	
年間農業所得	_____ 500 万円
<主たる従事者一人当たり>	
年間総労働時間	_____ 2,000 時間

また、これらの経営体が本市の農業生産の相当部分を担う農業構造の確立を図る。

これらの目標を達成するため、効率的かつ安定的な農業経営の確保・育成を重点的にを行い、実効性を高めるための施策を総合的に推進する。

- ① 経営体育成のための活動強化
- ② 経営体育成のための支援措置の充実
- ③ ゆとりある経営の推進
- ④ 地域営農体制の確立
- ⑤ 農用地利用調整活動の強化
- ⑥ 農業公社の充実及び活用

- ⑦ 農用地利用集積のための助成制度の活用
- ⑧ 6次産業化の周知及び支援制度の活用

さらに、効率的かつ安定的な農業経営体の営農類型を作成し、農業経営基盤の確立に努める。また、これらの経営が本市農業生産の相当部分を担う農業構造を確立していくことを目指し、効率的かつ安定的な農業経営が地域の農用地の利用に占める面積のシェアの目標を 70～80%とする。

<営農類型別目標>

営農類型別の目標は次のとおりとする。

< 個別経営体 >

営農類型	目標規模 (ha、頭)	作目構成	戸数 (経営体数)	流動化 目標面積 (ha)
水稲＋麦＋大豆	10.5ha	水稲 7.5ha 麦 3.0ha 大豆 3.0ha	125	399.0
水稲＋うどん	5.5ha	水稲 3.5ha うどん 2.0ha	8	39.3
水稲＋夏秋なす ＋麦	6.0ha	水稲 4.0ha 夏秋なす 0.5ha 麦 1.5ha	2	1.0
水稲＋ねぎ＋麦	6.3ha	水稲 4.0ha ねぎ 0.8ha 麦 1.5ha	16	25.7
水稲＋その他露 地野菜＋麦	7.8ha	水稲 5.0ha 露地野菜（キャベツ、 ブロッコリー等） 1.8ha 麦 1.0ha	134	323.2
いちご＋水稲	1.3ha	いちご 0.3ha 水稲 1.0ha	3	3.7
アスパラガス＋ 水稲	1.5ha	アスパラガス 0.5ha 水稲 1.0ha	6	4.3
トマト＋水稲	2.6ha	トマト 0.3ha 水稲 2.3ha	3	2.1
その他施設野菜 ＋水稲	1.5ha	施設野菜（にら、しゅ んぎく等） 0.5ha 水稲 1.0ha	3	7.1
ほうれんそう＋ だいこん ※高冷地野菜	2.9ha	ほうれんそう 0.8ha だいこん 2.1ha	6	1.0
花木＋水稲	5.5ha	花木 2.5ha 水稲 3.0ha	6	15.8
花き＋水稲	1.8ha	花き（カーネーショ ン、菊ほか） 0.3ha 水稲 1.5ha	12	9.7
ぶどう	1.0ha	ぶどう 1.0ha	9	13.7
酪農	経産牛 25 頭 4.0ha	経産牛 25 頭 育成牛 10 頭 飼料作物 4.0ha	67	169.6
酪農＋水稲	経産牛 21 頭 畑 2.0ha 水田 2.0ha	経産牛 21 頭 育成牛 8 頭 飼料作物 2.0ha 水稲 2.0ha	20	29.0
酪農＋和牛繁殖	経産牛 20 頭 成牛 7 頭 畑 3.0ha	経産牛 20 頭 育成牛 8 頭 成牛 5 頭 育成牛 2 頭 飼料作物 3.0ha	12	29.9
肉専用種肥育＋ 水稲	肥育牛 55 頭 水田 1.5ha	肥育牛 55 頭 水稲 1.5ha	32	54.0

営農類型	目標規模 (ha、頭)	作目構成	戸数 (経営体数)	流動化 目標面積 (ha)
和牛繁殖＋水稻	成牛 25 頭 畑 3.5ha 水田 2.5ha	成牛 25 頭 育成牛 5 頭 飼料作物 3.5ha 水稻 2.5ha	8	28.2

<組織経営体>

営農類型	目標規模 (ha)	作目構成	戸数 (経営体数)	流動化 目標面積 (ha)
水稻＋麦＋大豆	33.0ha	水稻 23.0ha 麦 10.0ha 大豆 10.0ha	10	151.6
酪農	経産牛 120 頭 畑 30.0ha	経産牛 120 頭 育成牛 48 頭 飼料作物 30.0ha	14	391.1
養豚	出荷頭数 6,000 頭	繁殖豚 250 頭 出荷肉豚 6,000 頭	2	0.0
その他 (園芸等)	0.5ha	鉢物 0.5ha	14	62.6

資料：「那須塩原市農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想」（令和 5 年 9 月）

（２）農用地等の農業上の効率的かつ総合的な利用に関する誘導方向

令和５年度に実施した農家意向調査（回答数：１,４６５件）では、今後の農業経営意向について、「規模拡大」の意向は１０２戸（７.０％）、「現状維持」が７６７戸（５２.４％）であった。一方、「規模縮小」は７５戸（５.１％）、農業は「やめる（やめている）」とする農家は３９８戸（２７.２％）であり、規模縮小や離農意向は約３分の１（３２.３％）であるのに対し、規模拡大や現状維持の意向が５９.４％と多くなっている。

こうした状況を踏まえつつ、農用地等の農業上の効率的かつ総合的な利用を誘導する。

本地域における農用地等の農業上の効率的かつ総合的な利用を図るためには、農用地の集積・集約化を積極的に進めながら、農業経営の規模拡大及び目標類型に即した経営を行わなければならない。

農用地の有効利用を図るためには、地域計画の策定を推進し、農地中間管理機構を通じて、農業経営体への農地の集積・集約化を図る。

また、集落営農組織の育成により、作付地の集団化や裏作の導入等により、農地の高度利用を促進するとともに、農作業の共同化、農業機械の共同利用を促進し、農用地の効率的かつ総合的な利用を図る。

さらに、畜産農家と耕種農家の連携による地力の増進に努めるとともに、農地の効率的利用を促進するため、ほ場の整備や農道、用排水路の整備を行う。

併せて、近年増加する鳥獣被害に対しては「那須塩原市鳥獣被害防止計画」を基に適切な対応を図る。

２ 農業経営の規模の拡大及び農用地等の効率的かつ総合的な利用の促進を図るための方策

（１）集落営農組織の育成対策

土地利用型農業の規模拡大と生産性の向上を図るため、認定農業者をはじめとした中心となる経営体等から集落営農組織を育成し、組織による農用地等の利用調整活動を通じ、生産組織の育成を図る。

（２）農用地の集団化対策

農業従事者の高齢化や労働力不足、荒廃農地の解消に対応するため、地域計画の推進に取り組み、農地の出し手、借り手の明確化や集積化を希望する農地面積を把握する。

規模拡大を図ろうとする農業者に対して、農地中間管理事業を活用した利用権の設定、農作業の受委託を促進することにより集落営農組織の育成を図る。

（３）農業者の労働力確保対策

那須塩原市農業公社の活動を強化し、チャレンジファーマー制度推進事業を通じて農業者の労働力の確保を図る。

（４）農地の集積・集約化

那須塩原市農業公社の活動を強化し、営農相談を通じて農用地の集積・集約化を図る。

（５）６次産業化の推進対策

農業者へ６次産業化についての周知を徹底し、６次産業化法に基づく計画認定に向けた支援等を行い、農業者による６次産業化を推進する。

（６）農作業受委託の促進対策

農業公社や市農業再生協議会を中心に意向調査等によって現状の把握に努め農作業の受委託を進めていく。

特に、耕起、収穫等の基幹作業については、地域担い手農家及び集落営農組織等による農作業

の受委託を推進するとともに、大型の農業機械や共同利用施設の有効利用を促進することにより、経費削減を図る。

(7) 農業生産組織の活動促進対策

農作業の効率化及び裏作の導入を推進して、農作物の生産安定と経費の削減に努める。

また、生産部会の統合を含め、従来の複雑化している生産組織を再編成し、組織の一体化を図っていく。

(8) 地力の維持増進対策

畜産農家と稲作農家など耕種農家との連携による土づくり事業等を実施し、稲、麦わら、作物残さ等と家畜ふん尿の交換等、堆きゅう肥の円滑な供給を通じて地力の維持促進を図る。

(9) 鳥獣被害への対策

地域住民参加型の獣害対策づくり、鳥獣管理士等の派遣による科学的根拠に基づく獣害対策の推進、獣を寄せ付けない環境づくり、電気柵等侵入防止柵設置の推進、新規狩猟免許取得者への助成等の捕獲の担い手育成及び支援により鳥獣被害への対策を図る。

3 森林の整備その他林業の振興との関連

本市の面積の約65%を占める森林は、国土保全、水源涵養、保健休養、動植物の生息、生活環境の保全等多面的な機能を有している。その森林の保全のため、主伐、間伐による適切な森林の保育を図ると共に、林産物の生産振興及び後継者育成等の林業経営基盤の整備に今後とも取り組んでいく。また、レクリエーション等への多目的な利用の促進にも取り組んでいく。

第5 農業近代化施設の整備計画

1 農業近代化施設の整備の方向

本市の農業は、米、酪農を基幹作目とする土地利用型農業として発展し、市民はもとより首都圏への食料供給基地としての役割を果たしてきたが、昭和 53 年からの生産調整関連対策の実施により、米、麦、大豆、飼料作物等を中心とした土地利用型農業は、近年、野菜、花き、繁殖和牛等を取り入れた農業経営の複合化が進み、農業構造の再編が図られつつある。

こうした中で、基本年次における生乳産出額は全国第 2 位、農家一戸当たり平均耕作面積は県内 1 位にあり、また、コシヒカリをはじめとした水稻生産及び和牛繁殖技術も最高水準にある。

今後、県内農業の地位を更に向上させるには、これら本市農業の特性と首都圏への生鮮食品の供給基地としての地理的優位性を生かし、生産性の向上と足腰の強い農業の発展が求められる。そのため、米、酪農を基幹としつつ、今後需要の見込まれる園芸作物及び繁殖和牛のより一層の促進を強化し、畜産をはじめとする生産環境整備を図るとともに、併せて農業近代化施設の整備を促進し、コスト低減を目的とした農業機械等の効率的な利用の促進を行う。

最近の農業経営は、これまで以上に農産物の安全・安心への希求に対応し、安定的な供給を確保するとともに、市場価格形成や市場への入荷情報、迅速な受発注、気象情報などのほか、酪農や肥育牛の個体管理の正確な情報など、経営の情報化時代が到来している。よって今後は、パソコンなどの情報機器を活用し、市場ニーズに対応することが求められている。

【重点作目】

地区名		市域全体	黒磯地域	西那須野地域	塩原地域
作目名					
水 稻		△	△	△	△
麦	六 条	◎	◎	◎	○
	二 条	◎	○	◎	○
大 豆		◎	◎	◎	○
そ ば		◎	◎	○	◎
野菜	うどん	◎	◎	◎	◎
	トマト	◎	◎	◎	
	ニラ	◎	◎	◎	
	春菊	◎	◎		
	きゅうり	○	○		
	いちご	◎	◎	◎	◎
	キャベツ	○	○		
	ねぎ	◎	◎	◎	
	ブロッコリー	◎	○	◎	
	なす	○	○	○	
	かぶ	◎			◎
	大根	◎			◎
	アスパラガス	◎	◎	◎	◎
	ほうれんそう	◎			◎
	たまねぎ	◎	◎	◎	◎
果実	りんご	○	○		○
	梨	○	○		
花き・花木		◎	○	◎	◎
畜産	酪農	◎	◎	○	◎
	肉用牛	◎	◎	○	◎
	養豚	○		○	
	養鶏	△		△	
飼料作物		◎	◎	◎	◎
しいたけ		○		○	

(◎：積極的に拡大する、○：拡大を基調とする、△：効率化を促進する)

2 重点作物別の農業近代化施設整備の構想

(1) 水稻

米は本市農業の基幹作物であることから、消費者及び実需者の需要に応じた生産を行うため、今後とも、ほ場の整備や農道の改良整備などの農業生産基盤の整備と併せて、良質米の生産とともに生産性の高い稲作経営の確立を図る必要がある。

今後は、優良品種の導入、栽培管理の適正化、栽培技術の向上とともに、生産組織をより充実して農業機械・施設等を効率的に共同利用し、生産コストの低減を一層促進する。

(2) 麦類

米の作付けを行わない水田を有効に活用して、麦類の本格的生産を定着及び拡大していくため、自己完結型から脱却し、共同利用機械、機械の効率的利用によるコスト低減に取り組むほか、それらに有効な穀類乾燥調製施設の整備等を検討していく。

(3) 大豆

米の作付けを行わない水田を有効に活用して、集団的栽培と地域輪作による連作障害の回避や実需者ニーズに対応できる安定的な生産供給と効率的な生産性向上を図る。

そのため、大型農業用機械の共同利用による栽培の機械化及び省力化を促進する。

(4) 飼料作物

大家畜経営を土地利用型農業の基軸に位置づけ、良質粗飼料生産の増大による飼料自給率の向上を図り、畜産経営の安定的発展を進める。

これまで同様、米の作付けを行わない水田を有効に活用して、飼料作物の作付け拡大を図るとともに、水稻の栽培技術を生かした飼料稲の作付けを推進するなど、飼料自給率を高めるための自給飼料生産集団や飼料生産を本業とする集団の育成を促進する。

また、畜産農家が現在抱えている大きな課題である畜産環境問題に対応できる発酵乾燥ハウス等の農業近代化施設の整備を促進する。

(5) 野菜

施設野菜については栽培施設の近代化により、規模拡大と経営の改善を目指すとともに、露地野菜を含めて、周年出荷、栽培技術の向上、共同選果、共同出荷体制の確立のために、共同育苗施設や集出荷施設の整備を行い、産地形成を図る。

また、商品開発のための加工施設を充実させ、付加価値を高めた商品のブランド化を促進し、地方卸売市場や産地直売所の活用を図る。

(6) 果樹

地域リーダーを育成しつつ、長期的視点に立った、計画的生産の拡大を促進し、安定供給を図るため、一元出荷、共販体制、選果場等の施設整備について検討する。

(7) 花き

周年生産体制を確立するとともに、既存産地の規模拡大、品目の拡充、新産地については生産組織の育成など産地の強化を図る。

また、鉄骨ハウスを中心とする施設の充実と集団化等を促進する。

さらに、市場ニーズに対応するため、共選共販体制、産地銘柄の確立を図るとともに、広域的な集出荷施設の整備、効率的輸送ルートの改善、鮮度確保輸送体制の整備を検討する。

(8) 花木

西那須野地区を重点エリアとして栽培等の集団化を推進し、「那須の植木」のブランド化に成功した重点作目である。作業機械の導入によって省力化を進め、樹種毎の栽培面積を拡大し収益性を高めるとともに、流通機構の適正化、卸販売の核となる植木センターの規模拡大を図る。

また、生産の安定を図るため積極的に播種及びさし木（芽）による増殖を行うため優良母木の確保に努める。さらに、客土等によるほ場の保全改良に努める。

(9) 乳用牛

飼料生産基盤と農業用施設を一体的に整備することを目的とした畜産担い手育成総合整備事業を中心に、牛舎や堆肥舎等の整備を進め、中核の大規模酪農経営体を育成するとともに、高品質乳生産牛群の整備、飼料自給率の向上及び資本整備の効率化、経営技術の改善等により経営体質の強化を図る。

また、水稻農家との更なる連携強化による稲WCSや飼料作物の生産拡大、耕畜連携の拡大により地域ぐるみでの収益性を向上させる取組みを展開していく。

(10) 肉用牛

鍋掛地区においては、大規模な企業的経営体が存在しており、肉用牛産地となっている。今後も優良繁殖雌牛の導入により、高付加価値の和牛の生産を促進し、繁殖基盤の強化を図る。

(11) 豚

優良品種の導入を促進し、産子数や肉質の向上を図るとともに、生産コストの低減や飼料自給率の向上を図るため、利用体制の整備等を推進する。

また、既存の豚舎や家畜排せつ物処理施設等の機能を有効活用することで、バイオマスの利活用等の環境に十分配慮した取組をこれまで以上に推進する。

(12) 鶏

環境保全に配慮した家畜排せつ物処理施設の整備などに留意しつつ、経営の安定を図るため、鶏卵及び鶏肉の需要の動向に即した計画生産を推進し、高品質の鶏卵及び鶏肉の生産を促進する。

3 地域別整備計画

(1) 黒磯地域

① 黒磯地区

市街地に接した水田地帯である当地区は、比較的中核的担い手農家が少ないことから、農作業受委託を中心とした集落営農組織の育成を図るために農作業機械の共同利用や共同利用施設の整備を検討する。

② 鍋掛地区

当地区は中核的担い手農家による大規模な水稻地帯であるが、個別農家による自己完結型生産体制であることから、生産組織の育成と農地集積・集約化を推進し、生産の合理化を図るためにライスセンター等の整備を検討する。

③ 東那須野地区

当地区は、水稻を基幹として野菜や花き等を組み合わせた複合的経営がなされている。今後は、生産組織を中心とした農作業機械共同利用体系の確立による省力化を図るほか、ライスセンター等の整備を検討する。

また、大規模な野菜や花き等の施設栽培が行われていることから、今後も鉄骨ハウス等栽培施設整備を支援していく。

④ 高林地区

全国有数の酪農地帯が広がる当地区については、家畜ふん尿を適正に処理した堆肥が貴重な有機肥料として耕種農家からも望まれていることから、家畜飼養頭数規模に応じた家畜排せつ物処理施設の整備と併せて広域的流通システムを確立していく。

また、飼料生産基盤の拡大と生産の合理化を促進させるため、農作業機械や共同飼料供給施設の導入を図る。

(2) 西那須野地域（西那須野地区・狩野地区）

両地区とも、平坦な土地条件を生かして米を中心に麦、畜産、花き、花木、野菜、施設園芸等が結合された複合経営が進展している。

今後は、特に施設園芸ではビニルハウスの計画的導入に努めるとともに、高収益性の作目、作型を担い手農家中心に導入し産地化を図る。

(3) 塩原地域

① 塩原地区

当地域は高冷地野菜の指定産地としての夏大根を基幹とし、春秋ほうれん草、春秋かぶを含め、京浜市場における需要を確保している。

今後は、連作障害対策として、畜産農家等との堆きゅう肥の供給契約等により良質堆きゅう肥の投入や他作物の導入を推進する。

また、農道やかんがい排水施設、防風帯などの生産基盤の整備と合わせて、生産組織の強化を促進し、生産出荷施設の合理化として大型機械の導入、堆きゅう肥の貯蔵及び運搬機械、防除機、水洗場等の整備を図る。

② 箒根地区

当地区の関谷エリアは、基幹作目が酪農であり団地化している。今後飼料作物の増産と併せ生乳の増産、乳牛改良並びに仔牛の育成による乳用牛の確保、乳質の改善、ふん尿の土地還元を有機的に連携させる。

箒川沿岸エリアの基幹作目は水稻である。整備された水田については農地中間管理機構の活用等により更に農地の集積・集約化を図り、水利の悪い水田については水稻に野菜、花木、果樹、肉用牛等をプラスした複合経営の確立を図る。

また、大型機械施設を中心とした生産組織を育成強化し、受委託耕作を推進し、生産の向上を目指す。そのため高性能農業機械・施設等を導入し、機械化省力体系を確立して米生産の合理化を促進する。

蛇尾川沿岸エリアの基幹作目は水稻及び酪農であり団地化している。酪農は今後拡大を基調とし、飼料生産基盤の拡大と生産の合理化を図り、乳牛の改良と優良牛の確保、乳質の改善、ふん尿の土地還元を目的に飼料栽培管理用機械、貯蔵施設、ふん尿処理施設等の導入と生産組織の育成強化を図る。

水稻については、基盤整備と併せ生産の合理化を推進するため、生産組織の育成に加え育苗施設、トラクター、コンバイン、乾燥施設等の近代化施設の導入により、水稻＋酪農などの複合経営の確立を図る。

4 農業近代化施設整備計画

該当なし

3 森林の整備その他林業の振興との関連

木材の生産及び加工から生じるバーク、おがくず等を畜産農家で積極的に活用する。

また、材木の生産については、森林施業の集約化によるコスト削減を図るとともに、農用地の保全を図りながら柔軟に対応する必要がある。

第6 農業を担うべき者の育成・確保施設の整備計画

1 農業を担うべき者の育成・確保施設の整備の方向

本市の今後の農業に必要なのは、どのような社会情勢にも対応できる足腰の強い経営体が市農業の中心となることである。このためには技術的な知識習得だけではなく、いかに優れた経営感覚を身につけた農業者を育成するかが重要になってくる。

本市では、親元就農を含む新規就農者が年間平均 13 人誕生しており、横ばい傾向で推移しているが、新規就農者対策は今後の本市の農業を担っていく大切な問題であり引き続き最重点課題として取り組む必要がある。

こうした新規就農者を今後更に増やしていくために、本市の農業の将来像を明確に示して農業という職業の魅力や理解を深めるとともに、補助事業の導入や資金支援をはじめ、市農業公社や市農業委員会の就農相談や那須農業振興事務所による生産技術指導等、関係機関が一体となった支援体制を強化し、さらに、農業に関する意識改革や多様な能力の発掘を図るため国内研修や海外研修等も積極的に進めていくほか、男女共同参画の推進と併せ、家族経営協定による就業条件の改善を促進するとともに、農村青少年クラブ協議会の活動をとおして、農業青年の自己実現へ向けた条件整備を行っていく。

農業を担うべき者の育成・確保のための施設としては、農作業体験施設、就農支援施設、情報提供施設等が考えられるが、構造改善事業で整備した複合経営促進施設によって、園芸部門の農作業体験及び研修が受けられるほか、民間の教育ファーム施設が数力所ある。これらの既存の施設の利活用を推進する。また、就農支援、情報提供施設等については、市農業公社及び市農業再生協議会が主にその役割を果たしている。

その他、新規就農者確保のための福祉、医療施設等については市内及び近隣市町の既存施設を有効活用していくこととする。

2 農業就業者育成・確保施設整備計画

該当なし

3 農業を担うべき者のための支援活動

(1) 農業の技術・知識の習得への支援

新規就農者にとって、農業の技術及び知識の習得は非常に重要な問題であり、特に現代の農業技術はバイオテクノロジーやパソコン等を活用した先端技術を駆使した高度なものへと転換している。

これまでの農業に関する技術や知識は、農業現役の親から子へ伝えられていたものであるが、農業構造が家単位から経営体単位へと変化してきており、また、新規参入者への対応も考慮すると、教育研修機関が必要であり県農業大学校の一般開放講座等の充実を要望していく。

また、生産物の高付加価値化や6次産業化に向けた研修等を実施し、優れた農業経営者となるための育成支援を行っていく。

(2) 就農準備等に必要な資金手当の支援

就農するに当たり必要とする技術、経営方法を習得するための実践的な研修教育を受けるのに必要な経費や農外からの新規参入者が就農先の調査や住居の移転等の準備を行う等、農内農外からの新規就農の増大を図るためには、資金調達の支援が必要となる。

このため、新規就農者育成総合対策の就農準備資金や経営開始資金、青年等就農資金についての周知を行い積極的に活用していく

(3) 農地の円滑な取得等に対する支援

就農者が各々の経営規模に応じた計画的な農地の確保や、荒廃農地の発生を抑制するために、農地中間管理機構の活用や地域計画に基づく農地の利用集積等の促進を図る。

また、これらの制度や農地取得に必要な資金の紹介等、市農業委員会や市農業公社等からの情報発信について、広報等を活用し充実させていく。

（４）就農や経営向上のため必要な各種の情報提供体制への支援

新規就農者が就農を決定し経営していくには、幾つかのステップがある。

- ① 就農前の技術知識を習得するために教育を受ける時期（知識を身に付ける時期）
- ② 就農を決意し、就農先の調査や住居の移転等の準備を行う時期（生活基盤の移行時期）
- ③ 就農を決定し、部分的に経営に参加していく時期（経営感覚を身に付ける時期）
- ④ 全面的に経営をしていく時期（経営を軌道に乗せる時期）

このため、各人の発展段階に応じた資質向上研修を受けられるよう関係機関と情報を共有し、相談等の受入体制整備を進める。

（５）将来の担い手の確保等の観点からの農業教育の推進

農業が現在置かれている厳しい情勢を認識し、農業分野に限らず他分野からのユニークな発想や効率的な経営方法を学べる機会を増やすとともに、市場担当者やスーパーマーケット仕入れ担当及び生協等の実需者との交流の機会をつくり、最新の需要や社会情勢の動きを学べる教育体制の整備が求められている。

また、食育・地産地消を推進する各種事業を展開し、学校教育や地域農業者との連携により、小・中学生に対し農業への関心の醸成を図る。

4 森林の整備その他林業の振興との関連

緑豊かな生活環境の保全に努めるとともに、森林施業の集約化による林業の低コスト化並びに生産素材の高品質化及び市場拡大により、新規雇用者の就業機会の確保を図る。

第7 農業従事者の安定的な就業の促進計画

1 農業従事者の安定的な就業の促進の目標

本市の農業は、広大な那須野が原の恵まれた自然条件と首都圏という大消費地に近いという恵まれた立地条件の下、「米」と「酪農」を中心とした農業が営まれている。しかし、少子高齢化社会の到来による農業従事者の高齢化や都市化の進展等による農業従事者の減少が進んでいる。

また、商工業等の第2次、第3次産業についても急激な人員合理化が進んでおり、農業従事者の他産業従事が困難になっている。

そのため、農業生産基盤施設及び農業近代化施設の整備を促進し、農地の集積・集約化を加速的に進め、意欲ある農業経営体の育成により若年層の農業就業を促すとともに、地域の特性である農畜産物を利用した特産品の開発、農村女性を担い手としたグリーン・ツーリズム事業の展開等を図ることにより、新たな就業機会の創設を目指す。また、就業機会の安定化を図るなど、産業構造の改善を推進し、農村地域の活性化に努める。

＜農業従事者の就業の状況＞

単位：人

区分	男女別・就業別						合計		
	市内			市外					
	男	女	計	男	女	計	男	女	計
自営農業のみ	812	625	1437	8	11	19	820	636	1456
	55.8%	42.9%	98.7%	0.5%	0.8%	1.3%	56.3%	43.7%	100.0%
自営兼業	258	162	420	27	8	35	285	170	455
	56.7%	35.6%	92.3%	5.9%	1.8%	7.7%	62.6%	37.4%	100.0%
常勤	308	137	445	122	55	177	430	192	622
	49.5%	22.0%	71.5%	19.6%	8.8%	28.5%	69.1%	30.9%	100.0%
日雇い・パート	79	115	194	8	22	30	87	137	224
	35.3%	51.3%	86.6%	3.6%	9.8%	13.4%	38.8%	61.2%	100.0%
その他	106	96	202	18	4	22	124	100	224
	47.3%	42.9%	90.2%	8.0%	1.8%	9.8%	55.4%	44.6%	100.0%
合計	1563	1135	2698	183	100	283	1746	1235	2981
	52.4%	38.1%	90.5%	6.1%	3.4%	9.5%	58.6%	41.4%	100.0%

資料：令和5年度農業者意向調査結果

2 農業従事者の安定的な就業の促進を図るための方策

若年層の農業後継者候補に対する就業対策については、施設園芸を中心とする作物の転換、グリーン・ツーリズム関連事業の展開による都市と農村の交流の場の整備、農産物直売所の拡充、農産物の加工及び流通並びに販売事業の展開等による新たな雇用の場の創出を図る。

特に全国有数の酪農地帯を抱える高林・箒根地区については、酪農をメインとした特産品の開発、既に民間で運営されている体験牧場及び都市農村交流拠点としての位置付けを持つ「道の駅」等が有機的つながりをもった中での複合アグリビジネスの振興を積極的に進めていく。

さらに、高齢な農業経験者については、長年培ってきた技術等を活かせるような、就農の機会を確保するため、シルバー人材センター及びチャレンジファーマー制度を活用した体制整備を図る。

なお、就業機会の拡大のための諸施設の整備に当たっては、農用地利用計画との調整を図り優良農地の確保に十分留意する。

3 農業従事者就業促進施設

該当なし

4 森林の整備その他林業の振興との関連

間伐、枝下ろし、下刈り等の作業効率を改善し、労働負担を軽減させることによって林業従事者の取り組み意欲を向上させるとともに、しいたけを中心とする特用林産物の生産振興及び普及拡大に努め、地域林業及び農業従事者の就業拡大を図る

第8 生活環境施設の整備計画

1 生活環境施設の整備の目標

本市は新幹線の停車駅及び高速道路のICを有し、首都圏とのアクセスが優れていることから、首都圏からの交流人口も増加し、都市と農村の交流は一層増大することが予想される。

こうした好条件を生かし、農業生産と農業関連産業（農業体験施設、直売所等）を組み合わせた複合アグリビジネスを展開することによって、農村地域の振興を図る。

今後は農業生産振興と農村全体の活性化を切り離した農業政策ではなく、地域資源を生かした農村レストランや直売所、体験施設等の整備による都市農村交流人口の増大を積極的に図り、これに伴う新しい農産物の産地化や既存作物の一層の生産性向上を推進していく必要がある。

そして、活気ある住みよい農村社会を形成するために、基本的な生活環境施設の整備を積極的に進め、農業従事者、特に若年層の農村離れを抑え、意欲のある農業経営体の農業後継者の定住育成を図る。

このため、地域住民の積極的参加を得ながら、地域住民が安心して快適な生活を送れるよう、集会施設や農村公園、防火水槽、農業関係施設のバリアフリー化など、農村生活環境の向上に資する整備を進め、緑豊かな魅力ある農村地域の形成に努める。なお、諸施設の整備に当たっては、農用地利用計画との調整を図り、優良農地の確保に十分留意する。

2 生活環境施設整備計画

該当なし

3 森林の整備その他林業の振興との関連

緑豊かな生活環境の確保を目指し、特に、本市内に点在する広大な平地林を保全活用しながら、緑を楽しむ空間づくりを推進する。

4 その他の施設の整備に係る事業との関連

近年、余暇時間の増大や心の豊かさを重視する国民の価値観の変化等に伴い、豊かな自然を持った農山漁村やそこで行われる農林漁業への期待や関心が高まっている。都市住民を中心に、余暇を利用して農山漁村に滞在し、地域住民との交流の中で、農林漁業の作業や自然を体験しこれに親しもうとする動きが見られる。

本市は、関東の最北端に位置し、清流那珂川や碓氷川の源流域に発達したまちで、生乳産出額全国第2位の酪農、食味の良いコシヒカリをはじめとした水稻生産を中心とした農業が発展している。一方、那須野が原を代表する緑豊かな雑木林、雑木林の間に広がる耕地、耕地に水を注ぐ那珂川や碓氷川、空を自由に飛び交う野鳥、美しい山の景観、避暑地としての大自然が残っている。さらには、東北新幹線停車駅である那須塩原駅をはじめ、東北縦貫自動車道、また、福島空港とも近接しており、高速交通網も完備されている。

農業経営基盤強化の促進に関する基本構想に沿って、自立できる農業経営体の育成を図り、首都圏への食糧供給基地としての機能を維持しつつ、これらの地域資源を多面的に活用した農村地域における余暇健康空間として、長期滞在型の都市農村交流施設の環境整備を計画的に行うことは、地域の活性化にとって有効であるとともに、近年、安全・安心を求める消費者が農業への理解を深める絶好の場であり、その出会いから新たな地場商品の開発が可能である。

また、土地改良関連事業については農業機械の大型化、農産物の集出荷、生産資材の搬入搬出等、営農上一層の改善が求められている農道をはじめ、集落周辺の生活上の利便性向上を図る上で必要な施設の整備、改良を実施していく。

さらに、雨水排水処理施設が不足している地域については、地域排水も併せて処理できる機能を備えた農業用排水路等の整備を検討する。

したがって、次の各点に留意し、本市の農業農村振興の一助とする。

- ①都市住民や児童生徒の農林業農山村への理解を促進するため、現在行っている市民農園、学校農園を今後も継続拡大する。

- ②市民生活の中で、農業者と他の住民が協働して地域の環境や伝統文化を発掘、保全、育成するため、多面的機能支払交付金事業を展開し、農村の持つ素晴らしさに対する理解を一層深めるための活動を推進する。
- ③河川、屋敷林、平地林、街道林等、緑を楽しむ空間づくりを地域住民とともに進める。農村地域での土地利用協定や環境保全協定、景観創出協定等、地域連帯協定を促進する。

第9 付図

- | | | | |
|---|-------------------|-------------|------|
| 1 | 土地利用計画図 | (付図1号) | |
| 2 | 農業生産基盤整備開発計画図 | (付図2号・付図3号) | |
| 3 | 農用地等保全整備計画図 | (付図2号・付図3号) | |
| 4 | 農業近代化施設整備計画図 | (付図4号) | 該当なし |
| 5 | 農業就業者・育成確保施設整備計画図 | (付図5号) | 該当なし |
| 6 | 生活環境施設整備計画図 | (付図6号) | 該当なし |

別記 農用地利用計画

- (1) 農用地区域
- ア 現況農用地等に係る農用地区域
- イ 現況森林、原野に係る農用地区域
- (2) 用途区分
- ア 農地
- イ 農業用施設用地